

ながおかウェルネス事業健康づくり普及促進業務委託 簡易評価型プロポーザル参加説明書

1 業務の名称

ながおかウェルネス事業健康づくり普及促進業務（以下、「本業務」という。）

2 本業務の目的

この参加説明書は、長岡市が実施するながおかウェルネス事業健康づくり普及促進業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

3 本業務の概要

(1) 業務内容

別紙「ながおかウェルネス事業健康づくり普及促進業務仕様書」による。

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 予算上限額

9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本業務について、上記金額内での提案を募集するものであり、予定価格ではない。

5 事業者の選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

6 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) この公告の日において、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。
- (4) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 受託者が本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去5年以内に地方公共団体が発注した同種又は類似等の業務を受託した実績があること。

- (9) 管理者は、健康や運動に関する基礎知識を有し、運動指導や健康づくり等の事業に3年以上従事した実績があること。
- (10) 管理栄養士は、栄養指導等の履行実績を通算して3年以上有していること。

7 プロポーザルへの参加

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式1） 1部
- イ 会社概要（指定様式なし） 1部

社名、本社の所在地、代表者の氏名、資本金、従業員数、業務内容等の記載のあるもの。

(2) 提出方法

持参、郵送（配達記録ができるものに限る。提出期限必着。）にて提出すること。ただし、郵送の場合は必ず電話で郵送した旨を連絡すること。

(3) 提出先

長岡市福祉保健部福祉総務課
住 所 〒940-8501
新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
電 話 0258-39-2371

(4) 提出期限

令和6年5月17日（金曜日）午後5時まで

8 質問の受付及び回答

簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書を提出した者で、本プロポーザルについて質問がある場合は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（様式2）により行うものとし、電子メール（電話で必ず着信を確認すること。）で提出すること。電子メール以外の方法による質問は一切受け付けない。

(1) 提出先

長岡市福祉保健部福祉総務課
電 話 0258-39-2371
E-mail fukushi@city.nagaoka.lg.jp

(2) 質問の受付期間

参加表明書兼誓約書を提出した日から令和6年5月22日（水曜日）午後5時まで

(3) 質問の回答

令和6年5月27日（月曜日）までに、簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書を提出した者全員に質問者名を伏して電子メールにより回答する。

9 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書提出後の辞退について

簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書を提出した後にプロポーザルを辞退する者は、次により「簡易評価型プロポーザル参加辞退届」を提出すること。

(1) 提出書類

簡易評価型プロポーザル参加辞退届（様式3）

(2) 提出方法

持参、郵送（配達記録ができるものに限る。提出期限必着。）にて提出すること。ただし、郵送の場合は必ず電話で郵送した旨を連絡すること。

(3) 提出先

長岡市福祉保健部福祉総務課

住 所 〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

電 話 0258-39-2371

(4) 提出期限

令和6年6月6日（木曜日）午後5時まで

10 企画提案書等の提出

簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書を提出した者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式4、代表者印押印） 1部

イ 企画提案書（A4横書き、指定様式なし） 10部

「ながおかウェルネス事業健康づくり普及促進業務委託仕様書」を参照の上、提案すること。

ウ 業務実績（様式5） 1部

過去5年以内の地方公共団体が発注した同種又は類似等の業務実績、管理者及び管理栄養士の実績を記載すること

エ 提案見積書（指定様式なし） 1部

- ・本業務の所要経費を見積もること。
- ・算出内訳等が分かるよう記載すること。
- ・見積額が「4 予算上限額」以内とすること。
- ・事業者の所在地、名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印すること。

オ 会社概要（指定様式なし） 1部

「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」提出の際に添付したものと同一のもの。

カ 自由提案（指定様式なし） 1部

自由提案として本業務の費用の範囲内で、提案者の立場から健康づくりに関連する事業等で提案があれば記載すること。

(2) 企画提案書の作成方法及び留意事項

ア 様式は、日本工業規格（JIS）A4を使用し、横書きとする。

イ 文字の大きさは10.5ポイント以上とし、モノクロ・カラーは問わない。

ウ 企画提案書は、15ページ（資料を含み、企画提案提出書、業務実績、提案見積書、会社概要、企画提案書表紙及び企画提案書目次は除く。）を上限とし、表紙に「ながおかウェルネス事業健康づくり普及促進業務委託企画提案書」「提出日」及び「事業者名」を記載すること。

エ 企画提案書は、片面印刷とし、重ねて左側2か所をホチキス留めすること。

オ 業務実績は、片面印刷とし、複数ある場合は重ねて左上1か所をホチキス留めすること。

(3) 提出方法

企画提案書等は、次のとおり提出すること。

ア 提出方法

持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限必着。）とする。ただし、郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。

イ 提出先 長岡市福祉保健部福祉総務課（簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書提出先に同じ）

ウ 提出期限 令和6年6月6日（木曜日）午後5時まで

11 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容を確認するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日程

令和6年6月13日（木曜日）午前中または令和6年6月14日（金曜日）午前中

(2) 会場 調整中

(3) 実施方法

ア 開始前準備…10分

イ プレゼンテーション…20分 ※1

ウ 質疑応答…15分 ※2

エ 審査終了後片付け作業…10分

※1 設定時間を経過した時点でプレゼンテーションが終了していない場合でも、その時点で終了とする。

※2 質疑応答時間は変動する可能性がある。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションの日程及び会場については企画提案書を提出した全参加者に対して、企画提案書の提出期限後に通知する。

イ プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）を基に項目順に説明すること。また、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章、図、表、画像、スケッチ等）の範囲内であれば、拡大用紙、パネル、プロジェクタを利用して説明することも可能。

ウ 既に提出された企画提案書等の差し替え、追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。

エ 参加者のプレゼンテーションへの出席者総数は3名以内とする。

オ 本市はパソコン及び通信回線は用意しないため、参加者が用意すること。ただし、電源、プロジェクタ、HDMIケーブル及びスクリーンは本市で用意する。また、本市で用意したものではなく、参加者が用意したものを使うことを可能とする。

カ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

12 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、別に定める本業務の「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」に基づき、本プロポーザルの参加者のうち、企画提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に評価し、最優秀者を決定する。

13 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、その理由の説明を
書面で求めることができる。

14 プロポーザルの実施スケジュール

- | | |
|------------------------------|----------------------------------|
| (1) 手続きの開始公告 | 令和6年5月10日（金曜日） |
| (2) 簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書提出期限 | 令和6年5月17日（金曜日） |
| (3) 簡易評価型プロポーザルに関する質問書受付期限 | 令和6年5月22日（水曜日） |
| (4) 簡易評価型プロポーザルに関する質問書回答期限 | 令和6年5月27日（月曜日） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和6年6月6日（木曜日） |
| (6) プレゼンテーション実施 | 令和6年6月13日（木曜日）
令和6年6月14日（金曜日） |
| (7) 選考結果通知 | 令和6年6月下旬頃 |
- ※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

15 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 本説明書に違反した場合。
- (2) 本説明書で定める手続以外の手段で、選考委員又は当課職員に本件プロポーザルに関する
援助を求めた場合。
- (3) 参加資格要件を満たしていないことが明らかになった場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認定した場合。
- (6) その他選考委員会が本説明書に違反すると認めた場合。

16 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するもの
とする。
- (4) 企画提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長
岡市条例33号）に基づき公開する。

長岡市福祉保健部福祉総務課
住 所 〒940-8501
新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
電 話 0258-39-2371
F A X 0258-39-2275
E-mail fukushi@city.nagaoka.lg.jp